

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（公園下水道課）	1
公 告	
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	1
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則（3・31揭示）	2
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（〃）	3
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（〃）	3
◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（〃）	4
◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（〃）	5
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正（3・31揭示）	5

告 示

高知県告示第201号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月11日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施行者の名称
土佐清水市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成2年4月高知県告示第204号土佐清水都市計画公園（5・5・1号土佐清水総合公園）
- 3 事業施行期間
昭和2年8月21日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和5年4月11日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年7月26日 4 高都計第143号	香美市土佐山田町字 新町丸471番4、471 番16、471番15の一 部	香美市土佐山田町 小田島271番地 株式会社恵美寿 代表取締役 福永 美貴

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月31日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第30号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表知事部局の項1種の欄中「大阪事務所長」を削り、同項2種の欄中

「I o P推進監」

を

「I o P推進監
国営農地整備推進監」

に改め、「公文書館長」を削り、

「中央児童相談所長」

を

「中央児童相談所長
大阪事務所長」

に改め、「水産試験場長」を削り、同項3種の欄中「国営農地整備推進監」を削り、

「東京事務所の課長」

を

「東京事務所の課長
公文書館長」

に改め、「大阪事務所関西圏経済連携推進企画監」を削り、

「内水面漁業センター所長」

を

「内水面漁業センター所長
水産試験場長」

に改め、同表教育委員会の項2種の欄中「青少年センター所長」を削り、同項3種の欄中

「教育センターの部長」

を

「教育センターの部長
青少年センター所長」

に改め、同項5種の欄中「高知西高等学校事務長」を削り、「高知南高等学校事務長」を「高知国際高等学校事務長」に改める。

別表第3の9を次のように改める。

9 身辺警護等の作業に従事する職員の特殊勤務手当(身辺警護等作業手当)

支給の対象	区分	金額
職員が、側近警衛員又は身辺警護員として区分欄に掲げる作業に従事したとき。	(1) 天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の警衛	1日当たり 1,150円
	(2) (1)の皇族以外の皇族の警衛	1日当たり 640円
	(3) 警護要則(令和4年国家公安委員会規則第15号)第2条第1号に規定する警護対象者の警護	1日当たり 1,150円

別表第4中「又は食品科学課」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~  
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第31号**

**期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表知事部局の項中「大阪事務所長」を削り、「地域産業振興監」

を

「地域産業振興監

国営農地整備推進監

に、

「中央東福祉保健所長

幡多福祉保健所長」

を

「中央西福祉保健所長」

に、

「中央児童相談所長」

を

「中央児童相談所長

大阪事務所長」

に改める。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~  
公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第32号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1室戸市市長部局本庁の項中「財政課長補佐」を「財政室長」に改め、同表室戸市教育委員会の項中

青少年補導センター	所長
-----------	----

を

少年育成センター	所長
----------	----

に改め、同表安芸市市長部局本庁の項中「課長 総務課長補佐」を「課長」に改め、同表四万十市市長部局病院の項中「院長」を「院長 副院長」に改め、同表四万十市市長部局診療所の項中「所長」を「診療所長 副診療所長」に改め、同表香美市教育委員会事務局の項中「主監」を「主監 対策監」に改め、同表大豊町町長部局の項中「課長」を「課長 室長」に改め、同表大豊町教育委員会事務局の項中「教育次長」を「教育次長 参事」に改め、同表いの町町長部局本庁の項中「出納室長 参事」を「出納室長」に改め、同表いの町町長部局総合支所の項中「課長」を「課長 参事」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第33号

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則(昭和45年高知県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

安芸郡馬路村馬路443	馬路村役場	2級
〃	計画推進課員駐在所	2級

を

安芸郡馬路村馬路443	計画推進課員駐在所	2級
-------------	-----------	----

に、

土佐郡大川村小松27-1	計画推進課員駐在所	2級
--------------	-----------	----

を

土佐郡大川村小松27-1	大川村役場	2級
--------------	-------	----

に改め、

幡多郡大月町古満目330-3	水産試験場古満目分場	1級
----------------	------------	----

を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第34号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和45年高知県人事委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の本庁の項中「I o P推進監」を「I o P推進監 国営農地整備推進監」に、「保健推進監 国営農地整備推進監」を「保健推進監」に改め、「デジタル政策課のデジタル県庁及び調達最適化推進担当のチーフ」を削り、「地域福祉政策課の企画調整担当のチーフ」を「地域福祉政策課の調整・援護調査担当のチーフ」に改め、同表知事部局の出先機関の項中「大阪事務所の関西圏経済連携推進企画監」を削り、同表教育委員会の教育機関の県立学校以外の項中「次長 企画監」を「次長」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

高知県人事委員会告示第3号

給料表別級別職務区分表(昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 門田 純一

別表第1の2級の教育委員会の項中「甲板次長」を「甲板次長(5等級)」に改め、同表の3級の知事部局の項中

「船長(4等級に限る。)」

を

「船長(4等級に限る。)

機関長(4等級に限る。)」

に改め、同表の3級の教育委員会の項中

「甲板長(4等級)」

を

「甲板長(4等級)

甲板次長(4等級)

甲板員(4等級)」

に改め、同表の4級の知事部局の項中

「チーフ

主任」

を

「チーフ

主任

室長補佐」

に、「機関長(3等級)」を「機関長」に改め、同表の5級の知事部局の項中

「課長補佐」

を

「課長補佐

室長補佐」

に改め、同表の6級の知事部局の項中「国営農地整備推進監」を削り、

「東京事務所副所長」

を

「東京事務所副所長

公文書館長」

に改め、「大阪事務所関西圏経済連携推進企画監」を削り、同表の6級の教育委員会の項中

「教育センターの部長」

を

「教育センターの部長

青少年センター所長」

に改め、同表の7級の知事部局の項中「港湾振興監」及び「公文書館長」を削り、

「中央西福祉保健所長

須崎福祉保健所長」

を
 「中央東福祉保健所長
 須崎福祉保健所長
 幡多福祉保健所長
 療育福祉センター長
 中央児童相談所長 」

に改め、同表の7級の教育委員会の項中「青少年センター所長」を削り、同表の7級の項中

「

議会事務局	事務局次長
収用委員会事務局	事務局長

」

を

「

労働委員会事務局 収用委員会事務局	事務局長
----------------------	------

」

に改め、同表の8級の知事部局の項中

「地域産業振興監 」

を

「地域産業振興監
 国営農地整備推進監
 港湾振興監 」

に、

「中央東福祉保健所長
 幡多福祉保健所長
 療育福祉センター長
 中央児童相談所長 」

を

「中央西福祉保健所長
 大阪事務所長 」

に改め、同表の8級の項中

「

労働委員会事務局	事務局長
----------	------

」

を

「

議会事務局	事務局次長
-------	-------

」

に改め、同表の9級の知事部局の項中「大阪事務所長」を削る。

別表第6の3級の項中「分場長」を削り、同表の5級の項中「水産試験場長」を削る。